

北海道行政職員等採用試験の合格者の決定方法

北海道行政職員等採用試験における第1次試験、第2次試験及び最終試験の合格者は次により決定します。

1. 得点についての考え方

(1) 受験者の得点の基礎となる標準点は、下記の方法で算出します。

標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times \frac{\text{各受験者の素点} - \text{当該試験種目の平均点}}{\text{当該試験種目の標準偏差}} + 50$$

標準点は小数点以下第3位を四捨五入します。
 当該試験種目の標準偏差が0である場合はこの式によらず、標準点は50とします。

(2) 小論文試験、作文試験においては、6段階で評価します。

(3) 専門性の確認のための個別面接においては、5段階で評価します。

(4) 個別面接においては、6段階で評価します。

※コミュニケーション能力、協調性、主体性、行動力、積極性等について
 評定します。

2. 各試験種目の素点満点

【A区分（大卒程度）】

区分		事務系	技術系
筆記 試験	職務基礎力試験 (社会事情・言語能力)	30	
	職務基礎力試験 (数的・論理的能力)	30	
	職務基礎力試験		30
	専門試験	40	
	小論文試験	5	
口述 試験	個別面接	20	
	専門性の確認のための個別面接		5

【B区分（高卒程度）】

区分		事務系	技術系
筆記 試験	教養試験	40	
	専門試験	択一式	40
		記述式	100
	作文試験	5	
口述 試験	個別面接	20	

【C区分（経験不問枠及び社会人経験者）】

区分		事務系	技術系
筆記試験	職務基礎力試験 (社会事情・言語能力)	20	
	職務基礎力試験 (数的・論理的能力)	20	
	専門試験		40
			100
口述試験	個別面接（第2次試験）	20	
	個別面接（第3次試験）	20	
	専門性の確認のための個別面接		5

3. 各試験種目の標準点に乗じる値（配点比率）
 得点の算定にあたり、各試験種目の標準点に乗じる値は次の表に掲げるとおりとします。

区分 ・ 職種	職務基礎力試験		教養試験	専門試験	小論文試験 作文試験	個別面接	計	
	社会事情・ 言語能力	数的・ 論理的能力						
事務系	A区分 専門試験型	1	1	—	3	—	5	10
	A区分 専門試験型を 除く	2	2	—	—	1	5	10
	B区分	—	—	4	—	1	5	10
	C区分	2.5	2.5	—	—	—	5	10
技術系	A区分	2		—	3	—	5	10
	B区分	—	—	2	3	—	5	10
	C区分	—	—	—	5	—	5	10

- ・事務系：一般行政、教育行政、警察行政、公立小中学校事務
- ・技術系：環境科学、社会福祉、農業、水産、林業、総合土木、建築、普及職員（農業）、普及職員（水産）

※「専門試験口述型」試験における「専門性の確認のための個別面接」については、「専門試験」の値を用います。

4. 選定基準について
 選定基準に達しない試験種目が1つでもある受験者は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。
 職務基礎力試験、教養試験、専門試験の選定基準は、原則として素点満点の3割としています。

5. 第1次試験合格者の決定
 合格者は、各試験種目の選定基準を満たす者のうち、(1)から(8)までに掲げる試験区分ごとに定める方法により得点を算出し、得点の高い順に決定します。
- (1) 一般行政A（専門試験型）
 職務基礎力試験（社会事情・言語能力）の標準点と職務基礎力試験（数的・論理的能力）の標準点の合計
 - (2) 一般行政A（専門試験型を除く。）、教育行政A、警察行政A及び公立小中学校事務A
 職務基礎力試験（社会事情・言語能力）の標準点に2を乗じた点数と職務基礎力試験（数的・論理的能力）の標準点に2を乗じた点数の合計
 - (3) 総合土木A（専門試験口述型）及び普及職員（農業）A（専門試験口述型）
 職務基礎力試験の標準点に2を乗じた点数
 - (4) (1)から(3)までを除くA区分
 職務基礎力試験の標準点に2を乗じた点数と専門試験の標準点に3を乗じた点数の合計

- (5) 一般行政B、教育行政B、警察行政B及び公立小中学校事務B
教養試験の標準点に4を乗じた点数
- (6) (5)以外のB区分
教養試験の標準点に2を乗じた点数と専門試験の標準点に3を乗じた
点数の合計
- (7) 一般行政C（経験不問枠）、教育行政C（経験不問枠）、一般行政C、
教育行政C、公立小中学校事務職員（経験不問枠）及び公立小中学校事務
C
職務基礎力試験（社会事情・言語能力）の標準点に2.5を乗じた点数と
職務基礎力試験（数的・論理的能力）の標準点に2.5を乗じた点数の合計
- (8) (7)以外のC区分
専門試験の標準点に5を乗じた点数

6 第2次試験及び第3次試験合格者の選定方法

合格者は、各試験種目の合格者の選定基準を満たす者のうち、(1)から(4)までに掲げる試験区分ごとに定める方法により得点を算出し、得点の高い順に決定します。

- (1) A区分の第2次試験
 - ア 一般行政A（専門試験型）
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数と専門
試験の標準点に3を乗じた点数の合計
 - イ 一般行政A（専門試験型を除く。）、教育行政A、警察行政A及び公
立小中学校事務A
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数と小論文試
験の標準点の合計
 - ウ 総合土木A（専門試験口述型）及び普及職員（農業）A（専門試験口
述型）
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数と専門性の
確認のための個別面接の標準点に3を乗じた点数の合計
 - エ アからウまでを除くA区分
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数の合計
- (2) B区分の第2次試験
 - ア 一般行政B、教育行政B、警察行政B及び公立小中学校事務B
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数と作文試験
の標準点の合計
 - イ ア以外のB区分
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数の合計
- (3) C区分の第2次試験
 - ア 一般行政C（経験不問枠）、教育行政C（経験不問枠）、一般行政C、
教育行政C、公立小中学校事務職員（経験不問枠）及び公立小中学校
事務C
第1次試験の得点と第2次試験の個別面接の標準点に5を乗じた点
数の合計
 - イ 総合土木C（専門試験口述型）及び普及職員（農業）C（専門試験口
述型）
個別面接の標準点に5を乗じた点数と専門性の確認のための個別面
接の標準点に5を乗じた点数の合計
 - ウ ア及びイを除くC区分
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数の合計
- (4) C区分の第3次試験
第1次試験の得点と第3次試験の個別面接の標準点に5を乗じた点数
の合計